

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第 56 号）

（都市計画局住宅室住宅管理課）

三宅市営住宅及び下津市営住宅を廃止することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 56 号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表三宅市営住宅の項及び下津市営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)